新

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に 関する条例(抜粋)

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24 条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号)第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員 の給与等に関する特別措置法<u>(昭和46年法律第77号。以下「特別</u> 措置法」という。)第3条及び第6条の規定に基づき、公立学校 の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものと する。
- 2 特別措置法第7条第1項の規定により文部科学大臣が定めた指 針に基づく教育職員の業務量の適切な管理等については、この条 例で定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教育職員」とは、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号。以下「給与条例」という。)別表第1(小学校・中学校等教育職給料表)又は別表第2(高等学校等教育職給料表)の適用を受ける者をいう。

(教育職員の教職調整額の支給等)

第3条 教育職員のうちその属する職務の級が給与条例別表第1又 は別表第2の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料 月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。 旧

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に 関する条例(抜粋)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和46年法律第77号)第3条及び第6条の規定に基づき、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教育職員」とは、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号。以下「給与条例」という。)別表第1 (小学校・中学校等教育職給料表) 又は別表第2 (高等学校等教育職給料表) の適用を受ける者をいう。

(教育職員の教職調整額の支給等)

第3条 教育職員のうちその属する職務の級が給与条例別表第1又 は別表第2の1級、2級又は特2級である者には、その者の給料 月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 • 3 略

(教育職員の正規の勤務時間外の勤務等)

- 第6条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。)については、正規の勤務時間(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例 (平成6年高知県条例第46号。以下「勤務時間条例」という。)第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間外の勤務をいい、休日等(給与条例第18条の2の規定により休日勤務手当が教育職員以外の職員に対して支給される日をいう。次条第1項において同じ。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。以下この条において同じ。)は命じないものとする。
- 2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次の各号のいずれ かの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があ るときに限るものとする。
 - (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
 - (3) 教職員会議に関する業務
 - (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を 必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務
- 3 前項の時間外勤務については、勤務時間条例第8条第3項の規 定を準用する。

(休日勤務等の代替の職務専念義務免除)

第7条 任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第 135号)第1条及び第2条に規定する教育職員については、その

2 · 3 略

(教育職員の正規の勤務時間外の勤務等)

- 第6条 教育職員(管理職手当を受ける者を除く。次項において同じ。)については、正規の勤務時間(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例<u>(平成6年高知県条例第46号)</u>第3条から第6条までの規定による勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間外の勤務をいい、休日等(給与条例第18条の2の規定により休日勤務手当が教育職員以外の職員に対して支給される日をいう。次条第1項において同じ。)における正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。)は命じないものとする。
- 2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次の各号のいずれ かの業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があ るときに限るものとする。
 - (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
 - (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
 - (3) 教職員会議に関する業務
 - (4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を 必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

(休日勤務等の代替の職務専念義務免除)

第7条 任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第 135号)第1条及び第2条に規定する教育職員については、その 所属する市町村(市町村の組合を含む。)の教育委員会とする。 以下同じ。)は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教育職員(<u>勤務時間条例</u>第11条第1項の規定により代休日を指定され、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した者を除く。)には、当該勤務日の翌日から7日以内に当該勤務時間に相当する時間の範囲内で1時間を単位として職務に専念する義務を免除するものとする。

2 任命権者は、正規の勤務時間を超える勤務を命ぜられた教育職員であって、その勤務による疲労のため休養を要すると認められるものには、その正規の勤務時間を超える勤務が終了した日又はその翌日に、疲労回復に必要があると認める時間、職務に専念する義務を免除することができる。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第8条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育 の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及び それ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職 員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、特別措置 法第7条第1項に規定する指針に基づき、任命権者の定めるとこ ろにより行うものとする。 所属する市町村(市町村の組合を含む。)の教育委員会とする。 <u>次項において</u>同じ。)は、休日等において正規の勤務時間中に勤 務することを命ぜられた教育職員(<u>公立学校職員の勤務時間、休</u> <u>日及び休暇に関する条例</u>第11条第1項の規定により代休日を指定 され、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した者を除 く。)には、当該勤務日の翌日から7日以内に当該勤務時間に相 当する時間の範囲内で1時間を単位として職務に専念する義務を 免除するものとする。

2 任命権者は、正規の勤務時間を超える勤務を命ぜられた教育職員であって、その勤務による疲労のため休養を要すると認められるものには、その正規の勤務時間を超える勤務が終了した日又はその翌日に、疲労回復に必要があると認める時間、職務に専念する義務を免除することができる。